

社労士オフィス.KAN



TEL072-395-1291

連絡先： 社労士オフィス.KAN
 社会保険労務士 武用 貫汰
 〒573-0013
 大阪府枚方市星丘 1-26-14
 電話：072-395-1291 F A X：072-395-1291
 e-mail: kanroumu3.1cocoa@ares.eonet.ne.jp

職場における AI 技術の活用による影響

日本は特殊？

独立行政法人労働政策研究・研修機構が行った「職場における AI 技術の活用と従業員への影響」という調査があります。

この調査では、AI 技術の活用が、従業員のタスク、スキル、雇用、賃金、労使関係のあり方などにもたらしている影響を、日本と OECD 加盟国との比較で指摘しており、これからの労務管理を考えるうえで参考になります。

◆日本の特殊性

AI 技術が従業員に対してもたらす影響は、調査対象の多くの国で共通する部分もありますが、日本と他国との差異も指摘されています。

AI 技術が特定のタスクを完全もしくは部分的に自動化する場合、従業員に低スキルのタスクが配分されることにより、他国の事例ではスキルの低下がみられたが、日本の事例ではスキルの低下はみられなかったとのこと。

また、他国の事例では、従業

員が担うタスクや必要とされるスキルの向上による賃金の増加、あるいはスキルが低下したことによって、一部の事例で賃金の低下が生じているが、日本の事例では賃金の増加・低下はみられないという差異もあったとのこと。

これらの差異には、日本のいわゆるメンバーシップ雇用が大きく影響しているようです。

◆AI 技術の影響を抜きにしては語れない時代へ

いずれにしても、これからの社会では AI に対応するためのスキルが重要であることに変わりはないようです。従業員に求められるスキルが変化すれば、業務の再編成も必要となってくるでしょう。

これからの多様な働き方への対応と処遇の見直しを検討するうえで、AI 技術による影響を抜きにしては考えられない時代となっているようです。

【(独)労働政策研究・研修機構「職場における AI 技術の活用と従業員への影響—OECD との国際比較研究に基づく日本の位置づけ—】

<https://www.jil.go.jp/institute/reports/2024/0228.html>

「就活セクハラ」防止義務化に向けた動き

◆「就活セクハラ」とは

「就活セクハラ」とは、従業員間ではなく、就職活動中の学生に対して採用担当者等により行われるセクシャル・ハラスメントを指し、問題視されています。これまで、大企業を中心として、性被害などの深刻な事案も発生しており、自主的な指針を作る企業もみられます。

◆およそ3割の就活生が体験

厚生労働省の「職場のハラスメントに関する実態調査」（令和5年度）によると、「インターンシップ中に就活等セクハラを一度以上受けた」と回答した人の割合は30.1%（「インターンシップ以外の就職活動」は31.9%）で、セクハラの内容としては「性的な冗談やからかい」「食事やデートへの執拗な誘い」「不必要な身体への接触」といったものが挙げられました。

◆防止へ法制化の動き

男女雇用機会均等法では、企業に対し、窓口の設置や加害者への対処など、従業員へのセクハラ防止が義務付けられています。現状その対象に就活生や応募者は含まれておらず、指針において就活ハラスメント防止措置が望ましい取組みとして明記されるに留まっています。

こうした状況を受け、厚生労働省の審議会では、企業に対する就活セクハラ防止義務化が検討されており（面接・インターンシップの際のルール策定や相談窓口の設置などを求める案が示されています）、2025年通常国会への関連法案提出を目指すとしています。今後の政府の動向が注目されます。

就活セクハラは、現時点では企業に防止義務はないとはいえ、倫理的にあってはならないことです。また、万が一起こってしまった際は、企業のイメージ棄損などにつながります。企業の責務を果たすと同時に、人材の安定した確保を行っていくためにも、就活生や応募者へのセクハラ防止に努めていくことが重要です。

【厚生労働省「『職場のハラスメントに関する実態調査』の報告書を公表します」】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40277.html

【厚生労働省「就活ハラスメント防止対策 企業事例集」】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11910000/001065368.pdf>

12月の税務と労務の手続期限 [提出先・納付先]

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]
- 特例による住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]

31日

- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出 (雇用保険の被保険者でない場合)<雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]
- 固定資産税・都市計画税の納付<第3期> [郵便局または銀行]

※都・市町村によっては異なる月の場合がある。

本年最後の給料の支払を受ける日の前日まで

- 年末調整による源泉徴収所得税の不足額徴収繰延承認申請書の提出 [給与の支払者 (所轄税務署)]
- 給与所得者の保険料控除申告書、給与所得者の配

偶者控除等申告書、住宅借入金等特別控除申告書、給与所得者の基礎控除申告書、所得金額調整控除に係る申告書の提出 [給与の支払者 (所轄税務署)]

～当事務所より一言～

健康面から今年を振り返ると、1月にはお正月から風邪でダウン、2月に健診を受けて大腸がん検査に引っ掛かり、内視鏡手術、手術失敗で大出血でえらいことになって(良性だったので良かったですが)3月には軽く酔っぱらって自転車乗ってた田んぼ(冬なんで水貼ってないですが、ぬかるみ)に落ちて流血し(酔っ払い運転は自転車もダメです!)、6月にはまたまた自転車で急ブレーキかけて胸にさすべえが(立ってたので)当たってろっ骨にひび入って2カ月くらい痛かったし、他にも初コロナにもかかったし、なんだか健康面は恵まれない1年でありました。来年は健康第一でいい1年であるよう心がけます。

皆様も、健康で元気でいて下さい(祈)

